

2020 年度土木学会全国大会運営業務委託契約書(案)

公益社団法人土木学会(以下「甲」という)と株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、平成31年度土木学会全国大会(以下「本大会」という)の運営業務の委託について次のとおり取り決める。

(委託業務)

第1条 甲は、本大会の運営・管理に係る別紙仕様書に記載の業務(以下「委託業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は本事業のすべてを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託しまたは請け負わせてならない。

(甲の対応窓口)

第2条 甲は、甲が組織する本大会実行委員会の構成員である公益社団法人土木学会中部支部(以下「中部支部」という)を、本契約にかかる乙との対応窓口とし、乙はこれを了承する。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結日から本大会残務終了時(2020年12月23日を予定)までとする。

(委託料とその支払)

- 第4条-1 中部支部は、委託業務に対する委託料として、〇〇〇〇〇〇円(うち取引にかかる消費税額:〇〇〇〇〇〇円)を乙に支払うものとする。その支払いは乙の指定する銀行口座に現金振り込みにて実施するものとし、振込手数料は中部支部の負担とする。
- 2 委託業務が中部支部と乙の協議により追加、変更された場合は、中部支部は当該業務に係る委託料を乙に支払うものとする。
 - 3 委託業務終了後、速やかに乙は中部支部に対し、請求資料等を作成の上、中部支部と協議の上、委託料を確定するものとする。中部支部はこれに基づき支払うものとする。

(委託料の請求および支払)

第5条 中部支部は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、請求書発行日より起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 委託契約に係る契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ中部支部の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務内容の変更)

第8条 中部支部は、必要がある場合は、乙との協議によって委託業務の内容の一部または委託期間を変更することができる。この場合において、中部支部は、乙に対し書面等確実な方法で通知するものとする。

(成果の自由使用)

第9条 中部支部は委託業務の成果を自由に使用することができる。

(情報漏えい等の防止)

第10条-1 乙は、個人情報及び機密情報その他本契約の履行により知るところとなった情報(以下「業務情報」という)の取扱いには十分留意するとともに、その漏えい、盗用、改ざん、破棄(以下「漏えい等」という。)が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。乙による業務情報の利用は、本契約履行のためのものに限るものとする。

2 乙は業務情報の取扱いにかかる業務の一部を、第三者に委任し、業務の一部を実施させる場合には、乙の責任において、当該第三者に本契約の規定を順守させなければならない。

3 漏えい等の事案が発生した場合は、乙は直ちに中部支部へ報告のうえ、さらなる漏えい等が発生しないよう対策を講じるとともに、その原因について中部支部の指示に従い徹底した究明を行い、究明結果及び再発防止策を中部支部へ報告し、必要な措置を講じるものとする。

(契約に定めのない事項)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じるときは、必要に応じ、中部支部と乙とで協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年〇月〇〇日

甲 東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内
公益社団法人 土木学会
会長 小林 潔司

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
支店長 〇〇 〇〇